

# 東京外国語大学学部協議会点検・ 評価専門部会設置要項

〔平成26年 1月 8日  
言語文化学部規則第1号  
国際社会学部規則第1号〕

改正 平成27年 4月 8日規則第95号

(趣旨)

第1条 この要項は、東京外国語大学学部協議会規程第7条に定める専門部会として置かれる点検・評価専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項について定める。

(組織)

第2条 専門部会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学部長補佐のうち、学部長が指名する者1名
- (2) 学部教授会構成員のうち、学部長が指名する者4名以内

(任期)

第3条 前条第2号に定める者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、現に構成員である者が任期途中で構成員でなくなった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 専門部会に部会長を置き、第2条第2号の者から互選する。

2 部会長は、必要と認めたときは専門部会を開催し、その結果を学部協議会に報告するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成26年1月8日から施行し、平成25年11月26日から適用する。
- 2 この要項施行後、最初に指名される構成員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。